

No. J2307

帝国日本の植民地社会事業政策
-植民地朝鮮における感化事業の運営に着目して-

東京大学大学院 総合文化研究科
魯洙彬

本研究は、植民地朝鮮における少年保護事業の実践を検討し、帝国日本の植民地社会事業政策の展開とその意義を解明する。帝国日本とその影響圏において、国家・社会の規範から逸脱した、あるいはそのような恐れがあると判断された児童は、「不良少年」と名付けられた。少年保護事業とは、不良あるいは不良の恐れのある未成年者を保護・教育し、「感化」するための社会事業であり、現代の未成年者保護実践における制度的かつ思想的背景になっている。

本研究は、2年間の研究計画である。初年度の2023年度には植民地朝鮮から日本「内地」に移住し、生活した「在日朝鮮人」の未成年者が、日本内の「社会問題」として可視化する経緯を検討し、その後、社会問題としての「在日朝鮮人児童」に対する社会認識と対応について検討した。研究は時期的には、①1920年代～1930年代、②戦時期の二つの時期に分けて、主に関東地域の実践に絞って進められた。

研究によって、①内地における在日朝鮮人が社会問題として可視化し、「内鮮融和事業」が行われることは1920年代の関東大震災が起点になったが、在日朝鮮人児童の「不良少年」問題に対する動向は、在日朝鮮人未成年者の定住が急増する1930年代になってから積極的になること、②「在日朝鮮人」の「不良少年」問題は、児童保護及び内鮮融和といった二つの文脈から重層的に捉えられたこと、③この問題をめぐっての日本及び植民地朝鮮における行政・治安・司法関係者、少年保護事業関係者、社会事業家の問題認識、対応が多岐に渡っていて、各行為者の間における協力・葛藤・競争が存在したことを明らかにした。

2023年度の研究成果の一部は、「関東大震災後の在日朝鮮人対策と児童保護」(日本韓国学研究会第3回研究大会、日本)、「戦時における在日朝鮮人少年保護事業と「朝鮮の特殊性」」(第4回人文韓国学国際学術大会、中国)というテーマで発表された。